



令和6年8月2日
自動車交通部

乗合バスの路線廃止に係る意見聴取の結果について

南越後観光バス株式会社から令和6年3月27日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止について、道路運送法第15条の2の規定に基づき令和6年7月30日に下記のとおり意見聴取を行いました。

この結果、「路線の廃止の日の繰り上げを行うことについて、旅客の利便を阻害するおそれがないとは認められない」と判断されることから、事業者及び関係地方公共団体に対し、その旨通知しました。

記

- 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出
番 号 6旅4号（南越後観光バス株式会社 廃止届出）
- 意見聴取日時及び場所 意見を記載した書面の提出による
- 被意見聴取者
 - ①関係地方公共団体 新潟県、湯沢町
 - ②利害関係人 申請なし
- 陳述の要旨
別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」のとおり

【連絡先】

自動車交通部 旅客課 飯塚、山田
TEL : 025-285-9154

路線定期運行の路線廃止に係る意見聴取調書

1. 届出件名
番 号 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出
6旅4号（南越後観光バス株式会社 廃止届出）
2. 意見聴取日時
場 所 意見を記載した書面の提出による
3. 被意見聴取者
 - ①：関係地方公共団体 新潟県、湯沢町
 - ②：利害関係人 申請なし
4. 陳述の要旨
別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の
とおり

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果

○関係地方公共団体

【新潟県】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出
番 号 6旅4号（南越後観光バス株式会社 廃止届出）
2. 意見聴取の日時 意見を記載した書面の提出による
場 所
3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所
氏 名 遠藤 光崇
(新潟県 交通政策局 交通政策課 主事)
住 所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

4. 陳述の要旨

今回一部廃止される路線は、湯沢町の地域内路線であり、町民の通院や通学で利用されるなど地域の重要な移動手段になっています。

一方で、湯沢町で代替の交通手段が調整されていることから旅客の利便性に支障はでないものと考えております。

地域内の重要な路線の廃止にあたっては、事前に沿線自治体と十分な協議がされた上で届出される必要があるものと考えております。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果

○関係地方公共団体

【湯沢町】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出
番 号 6旅4号（南越後観光バス株式会社 廃止届出）
2. 意見聴取の日時 意見を記載した書面の提出による
場 所
3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所
氏 名 平賀 大裕（湯沢町 企画産業観光部 企画観光課 係長）
住 所 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地

4. 陳述の要旨

令和6年1月に、南越後観光バス株式会社から当該路線を廃止する意向が示された。

当該路線は、町民の通院や小中学生の通学のための重要な役割を担っていることから、運行継続の依頼をしていたが、深刻な運転手不足から運行継続が困難であるという回答であったため、代替となる移動手段の検討を進めていた。

令和6年7月に入り、代替となる移動手段の確保に目途がたった。当面は地元のタクシー事業者による道路運送法第21条の許可による運行で代替する予定である。